

# 会員 相談室

Vol.8

相談事例紹介



今回は

## 法人税



相談委員

樋之口 毅 (芝支部)

### 債務超過会社を被合併法人とする非 適格合併

質問

A社は債務超過のB社を被合併法人とする非適格合併を行った。A社は資産調整勘定を計上するが、留意点を教えて欲しい。

回答

非適格合併により認識された資産調整勘定は5年間の均等償却により各事業年度の損金に算入する。ただし、寄附金や資産等超過差額は、資産調整勘定を構成しない。

検討

非適格合併が行われた場合、被合併法人の資産及び負債は、合併法人に時価で移転するので、被合併法人は譲渡損益を計上し、益金及び損金の額に算入する。合併法人は、受け入れた資産及び負債を時価で計上する。

この場合、合併法人において、交付する合併法人の株式等の価額が、受け入れる資産及び負債との差額である時価純資産価額を上回る場合は資産調整勘定に、逆の場合は差額負債調整勘定になる(法法62の8①・③)。

資産調整勘定は、当初に計上した金額を60で除し、その事業年度の月数を乗じて計算した金額を、その事業年度で減額(損金算入)しなければならない(法法62の8④・⑤)。したがって、期中に資産調整勘定を計上した場合でも、1事業年度分の償却を行う。損金経理要件がないので、強制償却をする。

差額負債調整勘定も資産調整勘定と同様の計算をし、その金額を減額(益金算入)しなければならない(法法62の8⑦・⑧)。

ただし、資産調整勘定には、次に示す寄附金等、資産等超過差額は含まれない。

#### 1 寄附金等

交付する合併法人の株式等の価額に寄附した金額が含まれている場合はこれを除外し、逆に寄附を受けた金額が含まれている場合は受贈益とする(法法62の8①カッコ書き)。

このような現象が生ずる場合としては、合併により受け入れる資産、負債の金額が時価に当たらない場合と、受け入れる資産、負債の時価に対して合併法人の株式等を過大に交付したり過少に交付する場合が考えられる。

次に具体例を示す。ここでは、本来交付すべき価額を「正当交付株式等の価額」といい、実際に交付した価額を「実際交付株式等の価額」という。

#### (1) 正当交付株式等の価額<実際交付株式等の 価額の場合

- |              |     |
|--------------|-----|
| ① 時価純資産価額    | 60  |
| ② 正当交付株式等の価額 | 100 |
| ③ 実際交付株式等の価額 | 150 |

(仕訳)

資産	60	／	資本金	150
資産調整勘定	40(注1)	／		
寄附金	50(注2)	／		
(注) 1	100-60=40			
2	150-100=50			

#### (2) 正当交付株式等の価額>実際交付株式等の 価額の場合

- |              |     |
|--------------|-----|
| ① 時価純資産価額    | 60  |
| ② 正当交付株式等の価額 | 100 |
| ③ 実際交付株式等の価額 | 80  |

(仕訳)

資産	60	／	資本金	80
資産調整勘定	40(注1)	／	受贈益	20(注2)
(注) 1	100-60=40			
2	100-80=20			

#### 2 資産等超過差額

資産等超過差額とは、次の(1)、(2)の金額をいう(法令123の10④、法規27の16)。

- 交付株式等の合併効力発生日の交付時価額が、合併等契約日の約定時価額に対し2倍を超えている場合の一定金額
- 被合併法人の欠損金相当額からなると認められる金額

合併法人が債務超過会社を合併し、合併法人の株式等を交付するのは、被合併法人の潜在的な収益性、業種の将来性などを考慮するからである。しかし、計算上は資産調整勘定に含まれるとしても、被合併法人の欠損金相当額は、合併法人の合併後の収益力等を増価させるものではないので、資産調整勘定から除外する。

### 財産分与(負担付分与)

質問

夫は、妻との話し合いにより、協議離婚することになった。離婚に際して、夫が所有している自宅を妻へ財産分与をする。自宅には夫名義の住宅ローンが残っているが、妻に資力があるため、ローンを引継ぐ。課税関係はどのようになるか。

建築費(取得価額)	3,000万円
取得費	2,000万円
ローン残高	2,500万円
時 価	4,000万円

回答

財産分与により資産を移転した場合には、夫に生じている財産分与義務の消滅という経済的利益を対価として資産の譲渡が行われたことになる。したがって、夫は自宅を時価4,000万円で譲渡したことになり、取得費2,000万円との差額の2,000万円が譲渡所得金額になる。ただし、居住用財産の譲渡所得の特例(措法35.3,000万円控除)が適用できるので、税負担は生じない。妻は、財産分与権に基づいて、夫と共に築いてきた財産のうち、自分の取り分である財産を分離したに過ぎないので、贈与税の問題は生じない。

検討

離婚があった場合には、その夫婦の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる(民法768)。財産分与は夫婦の協力で得た財産を離婚時に清算、分配することをいい、離婚後の生活に対する扶養料や離婚の責任がある方の慰謝料、損害賠償料の意味もある。次に夫と妻の課税関係を考察する。

#### 1 夫の課税関係

財産分与による資産の移転は、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡であり、贈与ではない(所基通33-1の4(注1))。この場合の収入金額は、財産分与義務の価額であり、それは当事者で合意した金額であるが、本事例では、自宅を財産分与の対象としたので、自宅の価額になる(同通達)。

ただし、妻は夫のローン残高を引き継ぐ。この場合は、一部売却(ローン残高2,500万円)と一部財産分与(残額1,500万円)の複合取引と考えられる。この場合でも、1,500万円は夫にとっての財産分与義務を対価とするので収入

すべき金額に該当する。

なお、居住用財産を財産分与した場合に譲渡益が生じているときは、居住用財産の譲渡の特例(措法35等)を適用することができる。

この特例は、譲渡時に居住の用に供していない場合でも、居住の用に供しなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すれば適用がある。

また、親族等に対する譲渡は適用はないが、戸籍の除籍手続後に譲渡すれば、妻は親族でないので、特例の適用がある。

#### 2 妻の課税関係

離婚に伴う財産分与(民法768)は、財産分与請求権に基づいて、財産の給付を受けるので、贈与に該当しない。

ただし、例えば夫が多額の借金を負っており、財産隠しのために偽装離婚をするなどをした場合は、事実認定の実質主義の観点から、相続税法の適用においては、財産分与の行為を否定されることになろう。

また、分与財産の価額が、婚姻中の夫婦の協力度合いなどの事情を考慮しても、なお過当であると認められる場合は、過当な部分は贈与税の対象となる(相基通9-8)。

#### 3 考察

本事例を通常の売買とすることもできるが、その場合はローン残高2,500万円が夫の収入金額になる。しかし、この処理による場合は、妻は時価4,000万円の自宅を2,500万円で譲り受けたことになり、低額譲受けによるみなし贈与の課税を受ける(相法7)。

この取扱いは、妻との財産分与の取り決めに基づかない場合なので、妻の同意が必要になるが、贈与税を負担したくない妻は同意しないであろう。

注) 内容は、平成21年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。

### 「会員相談室」紹介

#### 面接相談 (事前予約制)

お申し込み電話番号が変わりました。

お問い合わせ▶制度調査課  
03-5919-7157